

中国の保税施設制度の概要

2015年5月26日

山九株式会社
中国・東アジア事業推進部
国際物流推進部

1-1. 税関特殊監管区域設立の基本設計

1. 税関特殊監管区域設立の狙い

- 「**境内関外**」(中国国内の領土なるも、国内諸税はFREE)の発想に基づく。
- 税関フェンスで区外地区と隔離された税関が監督・管理する特殊地域。
- 区内貨物の所有権
 - ①区内加工企業・国際貿易企業の所有
 - ②海外企業の所有・・・区内物流企業が資産の代行保管依頼を受託(非居住者資産の預託)
- 区内企業が保税施設管轄税関に対し保税管理の責任を負う。
- 香港的な自由貿易港を目指す。

2. 税関特殊監管施設の主要機能

1) 通関対応

- ・海外貨物の税関特殊監管施設の搬入では、国内諸税(輸入関税・増値税)は徴税されない。
- ・区内貨物の当施設から搬出、及び、国内貨物の当施設への搬入では、輸入・輸出通関が発生し、国内諸税が徴税される。
- ・適用の施設・・・保税区、輸出加工区、保税物流園区、保税物流中心、保税港区、総合保税区

2) 輸出増値税還付対応

- ・国内貨物が保税施設に搬入された時点で輸出増値税還付の対象となる。
- ・適用の施設・・・輸出加工区、保税物流園区、保税物流中心、保税港区、総合保税区

3) 中国産品再輸入の対外決済対応

- ・国内貨物が税関特殊監管施設経由での再輸入(所有権移転)に当たり、国内輸入者名義での貨物代金外貨決済が可能。
- ・適用の施設・・・保税物流園区、保税物流中心、保税港区、総合保税区

1-2-1. 税関特殊監管区域施設一覧

【2014年現在】

保税區

- ・'90年第1号として上海外高橋保税區を設立。現在14カ所。
- ・『境内関外』で設立された税関特殊監管区域。
- ・輸出型製造企業、貿易型企業、倉庫型企業の設立可。
- ・保税加工+保税物流の機能総合型保税区域。
- ・区外貨物の搬入段階では輸出増値税還付では受けられず、出境(船積み)が必須要件となる。

輸出加工区

- ・'00年第1期輸出加工区として17箇所に設立。現在47カ所。
- ・経済技術開発区内に輸出型加工拠点の税関特殊監管区域として設置。
- ・保税加工機能に特化、加工製造と関連の物流・貿易事業のみ設立可・・・区内製造企業は「加工手帳」、「銀行保証金」が不要。
- ・中国国内調達部材は区内への搬入段階で増値税還付が可(製品の輸出が前提)。

保税物流園区

- ・'03年第1号として上海外高橋物流園区を設立。現在6カ所。
- ・港湾に隣接した保税地域に物流機能に特化した税関特殊監管区域(港湾との一体管理【区港聯動】)
- ・2大主要機能の整備充実。
 - ①輸出増値税還付・・・国内貨物が園区搬入の段階で還付が可。
 - ②原産地を中国とする貨物の物流園区経由による中国国内への再輸入貨物の外貨代金決済が可。

保税物流中心

- ・'05年第1号として蘇州保税物流中心を設立。物流中心B型は、現在28カ所。
- ・内陸型「保税物流園区」。
- ・「物流中心A型」・・・自家用施設として1社のみ単独利用方式。
- ・「物流中心B型」・・・公共的利用方式、各物流業者が当施設のテナントとなる。

保税港区

- ・'05年第1号として上海保税港区を設立。現在14カ所。
- ・「保税區」+「輸出加工区」+「保税物流園区・(保税物流中心)」機能。
- ・CYが区内に設置・・・港湾機能との一体化。

総合保税區

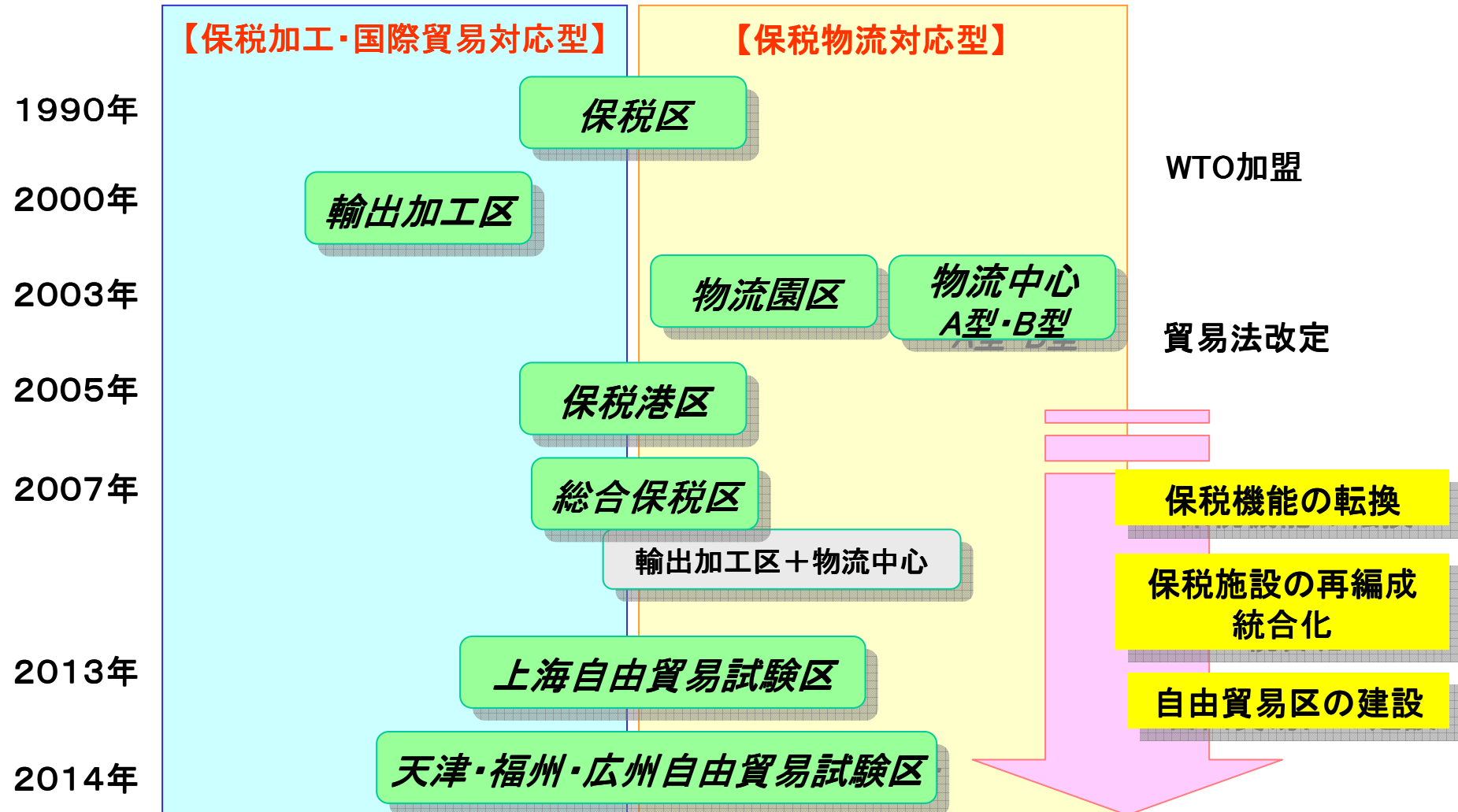
- ・'07年第1号として蘇州総合保税區を設立。現在38カ所。
- ・内陸型「保税港区」・・・「輸出加工区」+「物流中心」機能。

1-2-2. 税関特殊監管区域所在地一覽

区分	保税区 (14)	輸出加工区 (47)	物流園區 (6)	物流中心 (28)	保税港区 (14)	綜合保税区 (38)	跨境区 (2)
東北 (8)	大連	吉林暉春、大連		營口	大連大窯灣	綏芬河、瀋陽、 長春興隆	
華北 (27)	天津 青島	天津、廊坊、秦皇島、 煙台、威海、青島、 青島西岸	天津	亦庄、山西方略、 天津經濟開發区、 淄博、日照、青島、 山東魯中運遠	天津東疆、 煙台、 青島前灣	天津濱海新区、 天竺、曹妃甸、 太原武宿、濰坊、 濟南、臨沂	
華東 (44)	上海(外高 橋)、張家港、 寧波	漕河澤、閔行、金橋、 青浦、松江、嘉定、 連雲港、蕪湖、泰州、 揚州、鎮江、常州、武進、 吳中、吳江、常熟、嘉興、 杭州、寧波、慈溪、	上海(外高 橋)、張家港	上海西北物流園 連雲港、江陰、 杭州經濟開發区、 寧波櫟社	洋山、 張家港、 寧波梅山	浦東機場、南京、 南通、淮安、 鹽城、無錫新区、 蘇州新区、 蘇州工業園、 昆山、太倉港、 舟山港	
華南 (32)	広州、福田、 沙頭角、塩田、 珠海、汕頭、 福州、廈門	深セン、福州、福清、 泉州、北海	広州、 塩田港、 廈門象嶋	東莞、中山、湛江、 深セン機場、南寧、 廈門火炬(翔安)	欽州、南沙、 前海灣、 廈門海滄 福州、洋浦	白雲機場 海口、憑祥	珠澳
華中 (19)		鄭州、合肥、九江、南昌、 贛州、井岡山、武漢 郴州		河南、蚌阜、南昌、 黃石、長沙金霞 武漢東西湖		鄭州新鄭、 武漢東湖、 南陽臥龍、衡陽、 湘潭	
西部 (19)		呼和浩特、西安 綿陽、昆明、 烏魯木齊		西咸空港、瀘州港、 新疆奎屯	重慶兩路 寸灘	西安、西安新区 西永、成都高新 貴陽、蘭州新区、 銀川、阿拉山口、 新疆喀什	霍而果 斯

1-2-3. 税関特殊監管区域設立の変遷

◇ 保税施設設立・機能集約化の変遷



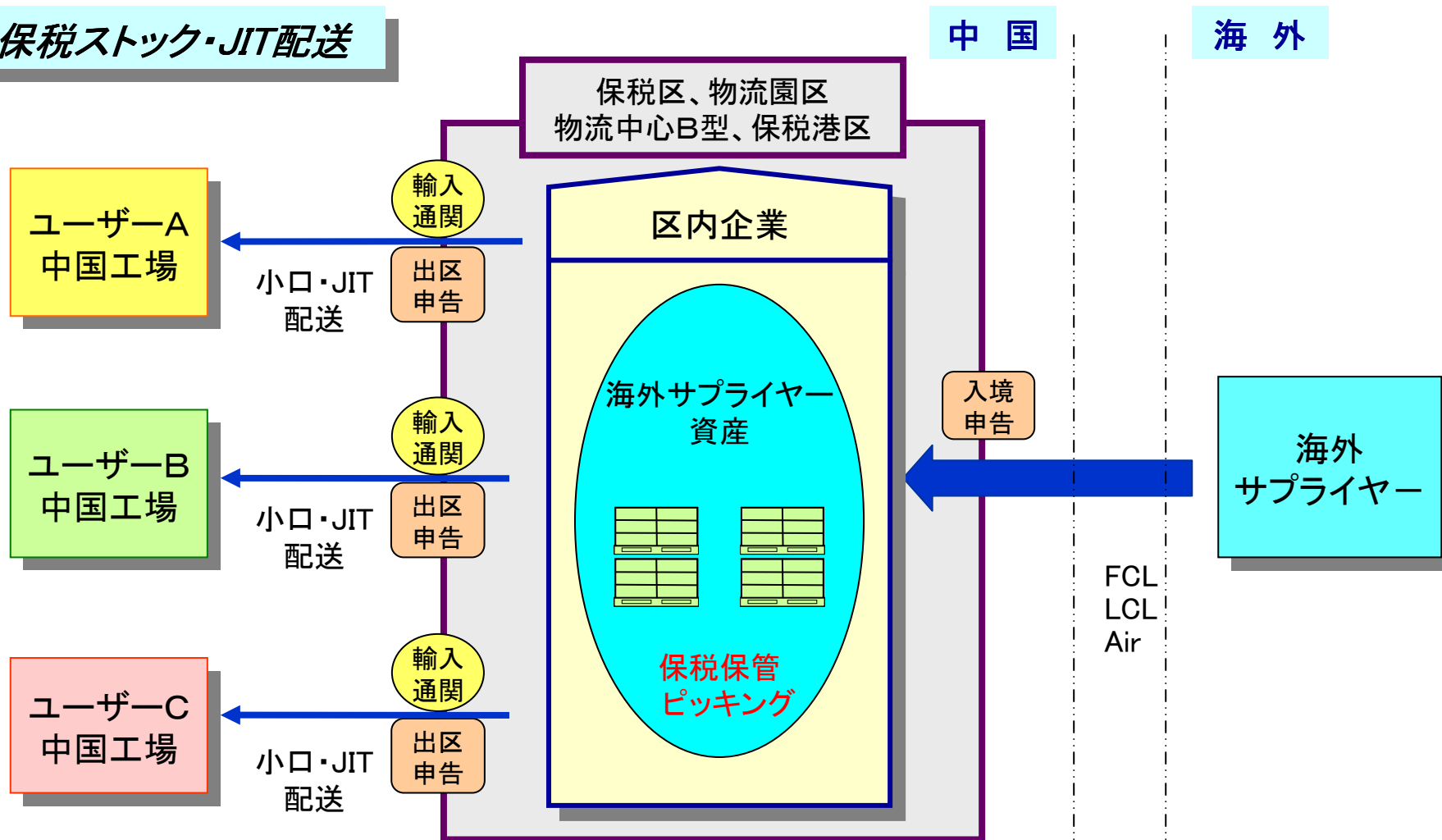
現有の保税施設は、保税港区或いは総合保税區と同等に機能UPさせる方向性。
中国域内での香港自由港的な利便性を付加させることで、貿易を促進せる狙い。

1-2-4. 税関特殊監管区域の所在地分布

項目		保税區	輸出加工區	物流園區	物流中心(A型・B型)	保税港區	綜合保税區
登場年		1990年	2000年	2004年	2004年	2005年	2007年
設立批准機關		國務院	國務院	國務院	税関総署	國務院	國務院
事業区分	可能な事業	加工製造、 国際・中継貿易、 国内貿易、物流、 保税展示、 コンサルティング	加工製造、 倉庫・運輸 (区内企業対象)	物流、 保税展示、 貿易	物流、 保税展示、 貿易	加工製造、貿易、 換品、物流、 保税展示、港湾、 金融・保険、 コンサルティング	加工製造、貿易、 換品、物流、 保税展示、港湾、 金融・保険、 コンサルティング
	不可な事業	-	貿易、小売、物流	加工製造、小売	加工製造、小売	-	-
機能分類		総合型	特化型	特化型	特化型	総合型	総合型
保税物流		可	不可	可	可	可	可
保税加工		可	可	不可	不可	可	可
区内在庫の所有権		区内企業or 海外企業(非居住者)	区内企業	海外企業 (非居住者資産)	海外企業 (非居住者資産)	区内企業or 海外企業(非居住者)	区内企業or 海外企業(非居住者)
加工貿易	手冊管理	適用	不適用	-	-	不適用	不適用
	銀行保証金台帳管理	不適用	不適用			不適用	不適用
	増値税の課税状況	課税	免税			免税	免税
区内販売に係る増値税		免除	免除	免除	-	免除	免除
区内製造品の内販対応 (輸入関税・増値税の対象)		完成品に含まれる原材 料・部品	完成品	-	-	完成品	完成品
搬入(輸出)貨物増値税還付		不可	可	可	可	可	可
区港連動		無	無	有	無	不要(同一税関)	有
輸出入割当・許可書制度		実施 (加工品は不実施)	不実施	不実施	不実施	不実施	不実施
検査等		実施	実施	実施	実施	実施	実施

2-1-1. 税関特殊監管区域活用パターン／保税ストック・小口配送

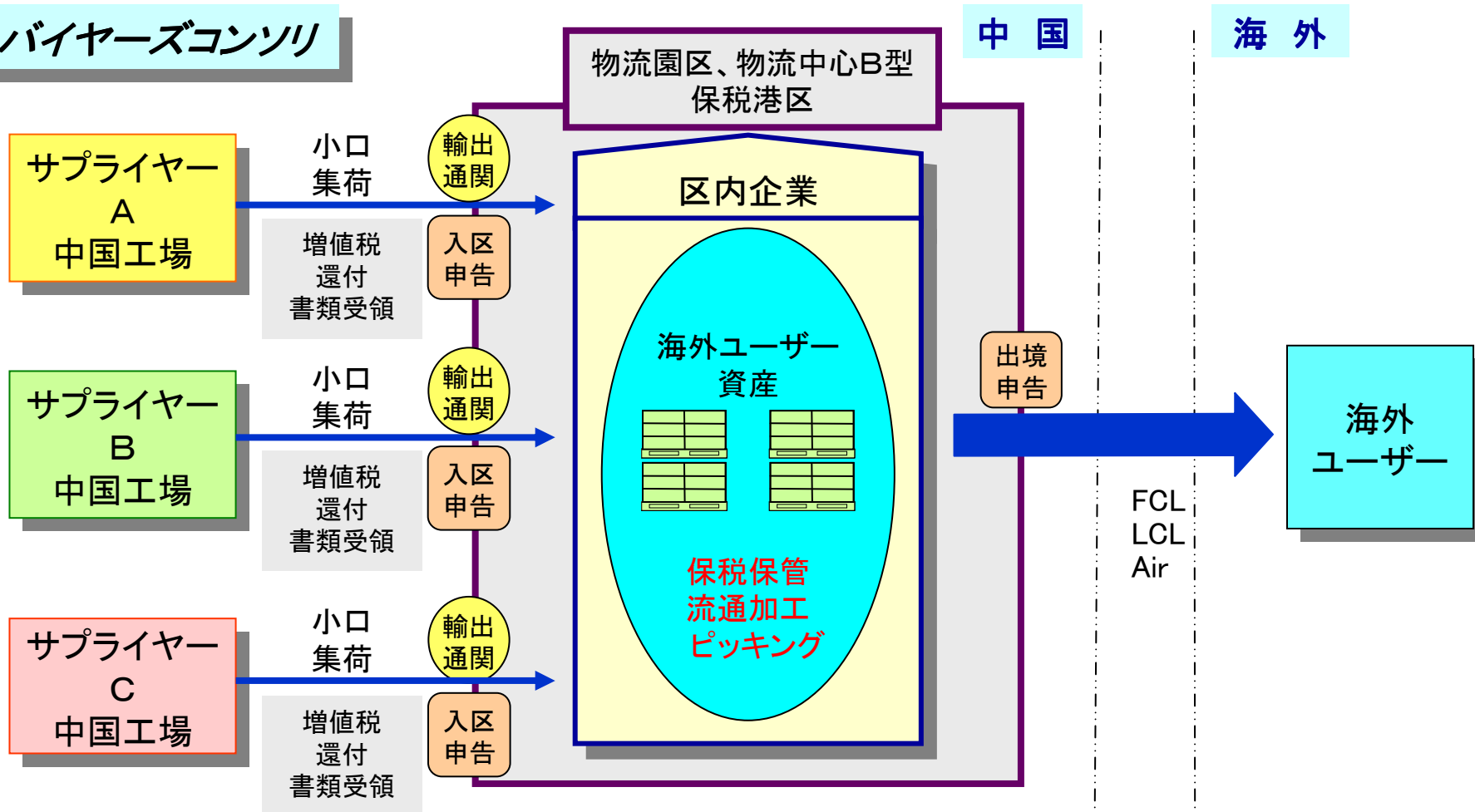
保税ストック・JIT配送



- 複数ユーザーへの小口出荷を税関特殊監管区域向けに集約出荷・保管
- メリット: ①トータルコストの削減(個々のM/M-Shipが不要)
②納入リードタイムの短縮

2-1-2. 税関特殊監管区域活用パターン／バイヤーズコンソリ

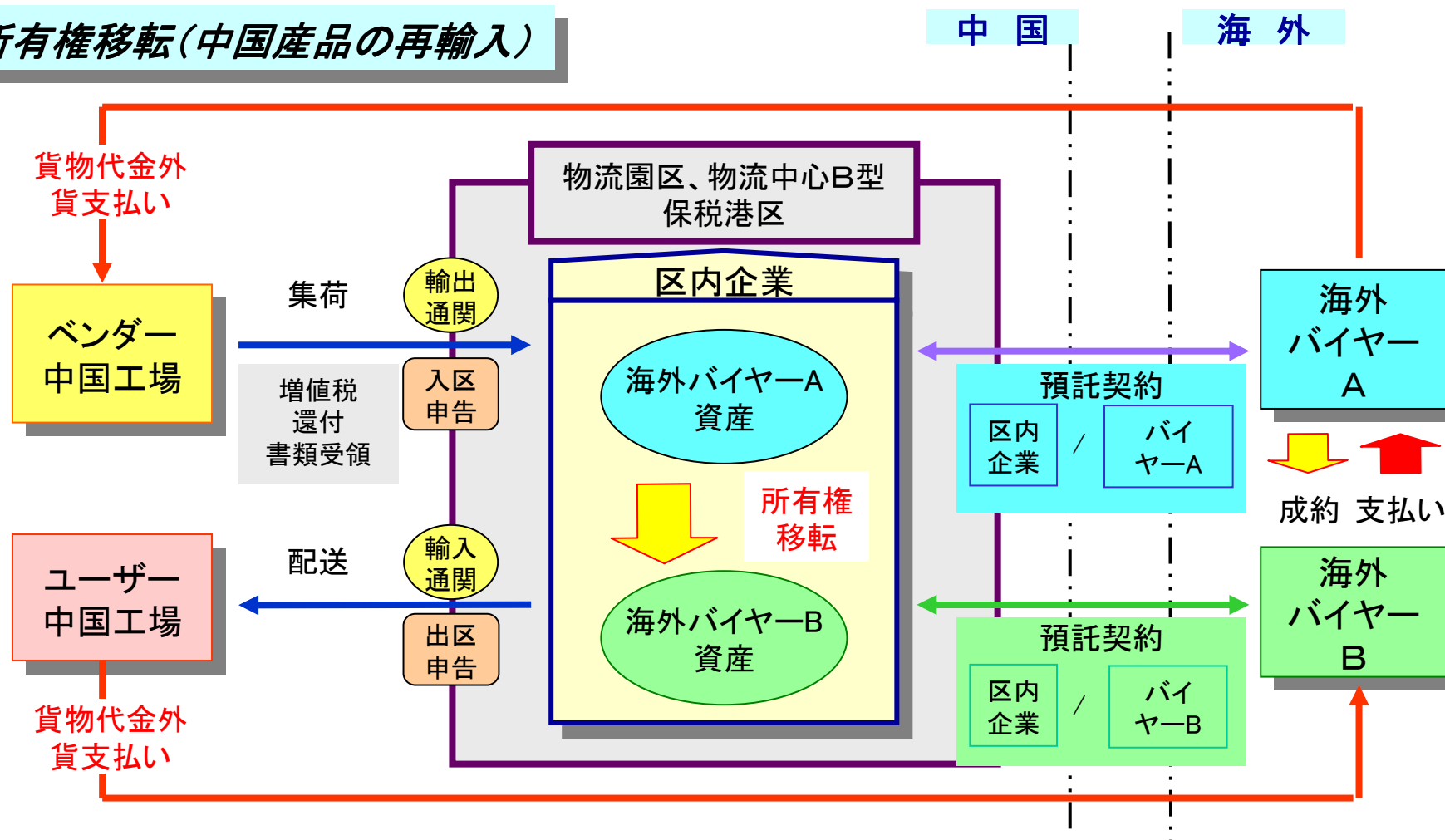
バイヤーズコンソリ



- 海外ユーザー資産を保税保管し、複数商品を必要な物を、必要な時に、必要な数量のみ抱き合わせ出荷。
- メリット: ①トータルコストの削減(個々のShipのM/M-Ship、国内センター作業の不要)
②販売リスクのミニマイズ

2-1-3. 保税施設機能活用パターン／所有権移転①

所有権移転(中国産品の再輸入)



- 税関特殊監管区域経由の中国産品の再輸入→当区域内での海外荷主間の所有権移
- メリット: ①トータルコストの削減、②リードタイムの短縮、③海外本社の売り上げ確保

2-1-3. 保税施設機能の活用パターン／所有権移転②

所有権移転

◆ 荷受地変更に伴うCOST項目比較・・・日本経由と税関特殊監管区域経由

負担元	項目	日本経由	保税港区由
中国 ベンダー 負担	輸送費	ベンダー～港湾	●
		ベンダー～保税港区	
	中国輸出作業費	積み地港	●
		保税港区	
	海上運賃	中国積み港～日本揚げ港	●
日本 バイヤー A社負担	日本輸入作業	●	
	日本輸入関税・消費税	●	
	日本横持ち費用	●	
	日本バイヤーA社管理費用	●	
日本 バイヤー B社負担	日本FOB費用	●	
	海上運賃	日本積み港～中国揚げ港	●
	日本バイヤーB社管理費	●	
中国 ユーザー 負担	中国輸入作業	港湾	●
		保税港区	
	中国輸入関税	平均5～7%	●
	中国輸入増値税	17%	●
	中国国内輸送費	港湾～ユーザー	●
		保税港区～ユーザー	

2-1-3. 保税施設機能の活用パターン／所有権移転③

所有権移転

◆ 海外荷主と区内企業との預託関係(倉庫契約書式)

倉儲合同

甲方：
乙方：上海物流園区XXXXX有限公司

根据中华人民共和国海关法的有关规定，经甲乙双方充分协商，现就甲方的保税货物入乙方仓库的储存业务，达成如下协议：

第一条(合同标的)

甲方必须明确地将寄存货物的品名、规格、数量、包装以及货值、保管方法、整理方法、检收标准、提货印章或签字等信息预先通知乙方。货物所有权仍归甲方所有。

第二条(出入库管理手续)

- 1、入库业务：乙方负责代理甲方进行通关报检事宜。甲方提前提交齐全有效的商业单证。甲乙双方根据入库指示的内容交接货物，乙方次日通知甲方收货情况。
- 2、出库业务：乙方负责代理甲方进行通关事宜。甲方提前提交齐全有效的商业单证。甲方在货物出库时，通知乙方出库要求，乙方按指令发货。

第三条(货物存放地点)：

天津保税港区XXXXX有限公司仓库。

第四条(货物的保险)：

甲方如投保，其保险费由甲方负担。

第五条(价格标准)：

见报价单。

第六条(结算)：

费用月结，每月10号前结清上月费用。

第七条(其它事项)

本合同期限，从入库之日起至全出库止。

本合同在甲乙双方签章后生效。

未尽事宜，协商解决，协商不成交仓库所在地的青岛市市南区人民法院裁决。

本合同正本一式两份，甲乙双方各持正本一份。

甲方(盖章)

乙方(盖章)

上海物流園区XXXXX有限公司

2011年 月 日

2011年 月 日

倉庫保管契約書

甲方：
乙方：上海物流園区XXXXX]有限公司

中華人民共和國稅關規定に基づく、甲、乙両方は甲方の保税貨物を乙方の倉庫に委託保管に関し、協議する上、下記内容に決めました

第一条(基本条件)

甲方は必ず委託貨物の品名、規格、数量、梱包、価値、保管方法、整理整理方法、検査基準、引取り印鑑(サイン)など情報を事前乙方に通知する。貨物所有権が甲方である。

第二条(出入庫管理手続き)

- 1、入库業務：乙方は甲方の通関、商検を代行する。甲方事前関係書類を用意する。甲、乙両方入庫指示に基づく貨物を受け取る、乙方が翌日甲方に受取状況を通知する。
- 2、出库業務：乙方は甲方の通関、商検を代行する。甲方事前関係書類を用意する。甲方は出庫する時、乙方に出庫要求を通知し、乙方が指示通り出庫作業する。

第三条(貨物保存場所)：

天津保税港区XXXXX有限公司倉庫。

第四条(貨物の保険)：

甲方が保険をかける場合、甲方が保険料を負担する

第五条(料金基準)：

見積もり参照。

第六条(支払)：

月末締め、翌月10日前支払。

第七条(その他事項)

本契約書期限は入庫日から、出庫完了日まで。

本契約書甲、乙両方サインした後有効する。

本契約に定めない事項、および記載事項に疑義が生じた場合、甲、乙協議する上解決する、協議で解決できない場合、倉庫所在地市南区裁判所で判決する。

本契約書は式二部甲、乙各一式保管する。

甲方(盖章)

乙方(盖章)

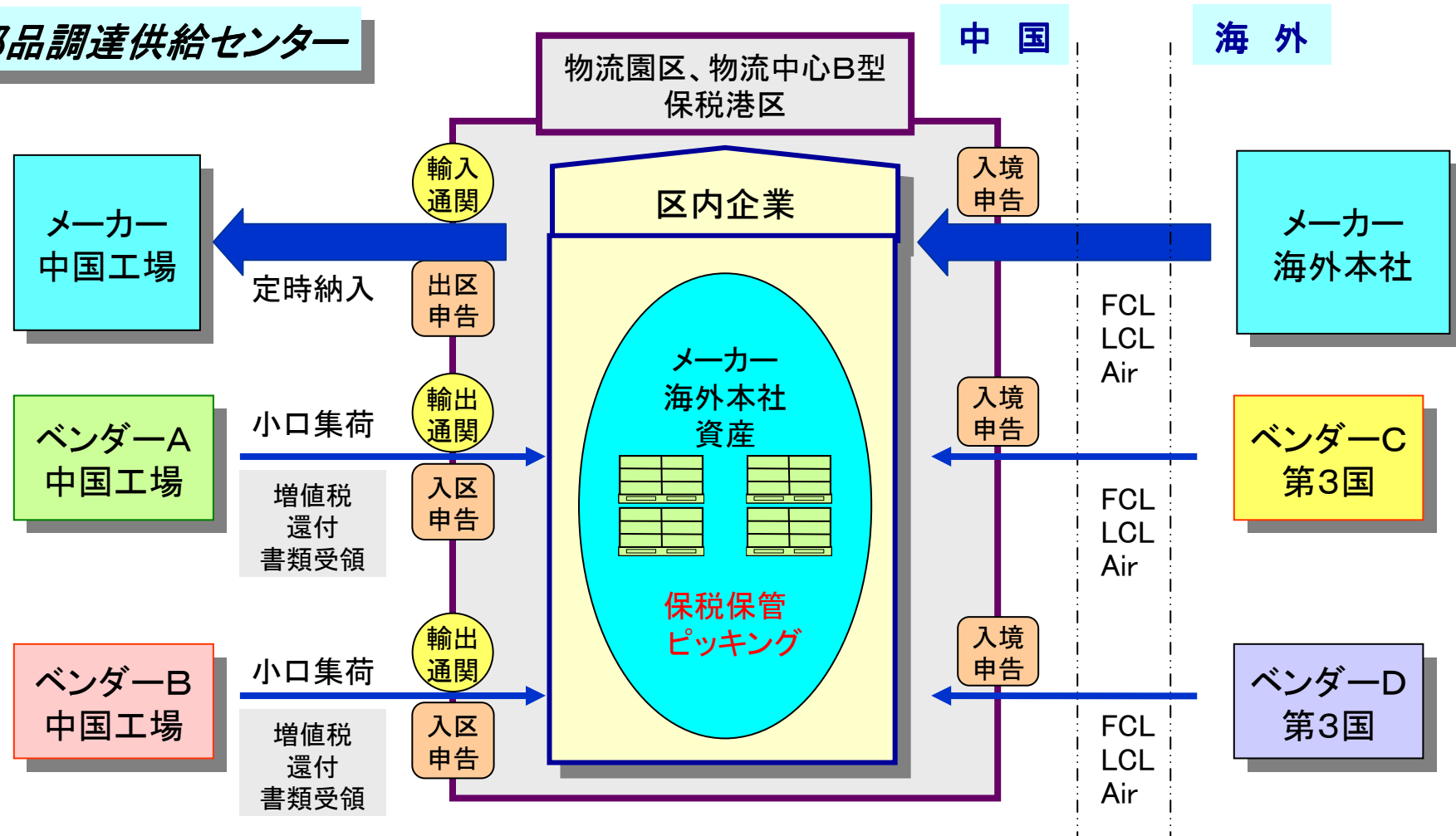
上海物流園区XXXXX有限公司

2011年 月 日

2011年 月 日

2-1-4. 保税施設機能活用パターン／部品調達センター

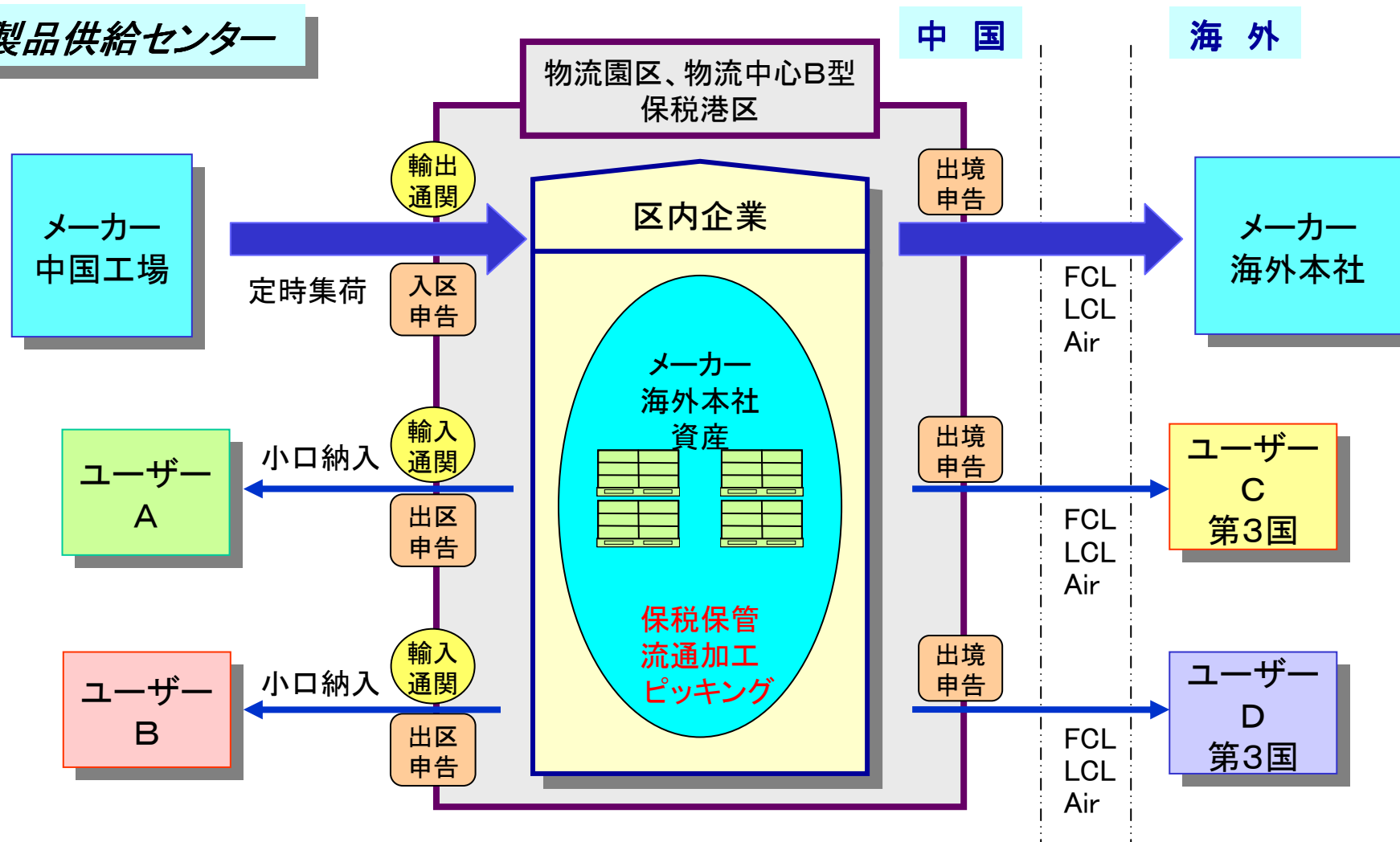
部品調達供給センター



- 海外本社資産として調達部品の税関特殊監管区域での集約
- 部品集約・供給センター機能の海外(日本)からのシフト
- メリット: ①トータルコストダウン、②リードタイム短縮、③工場側の在庫リスク削減・資金負担軽減

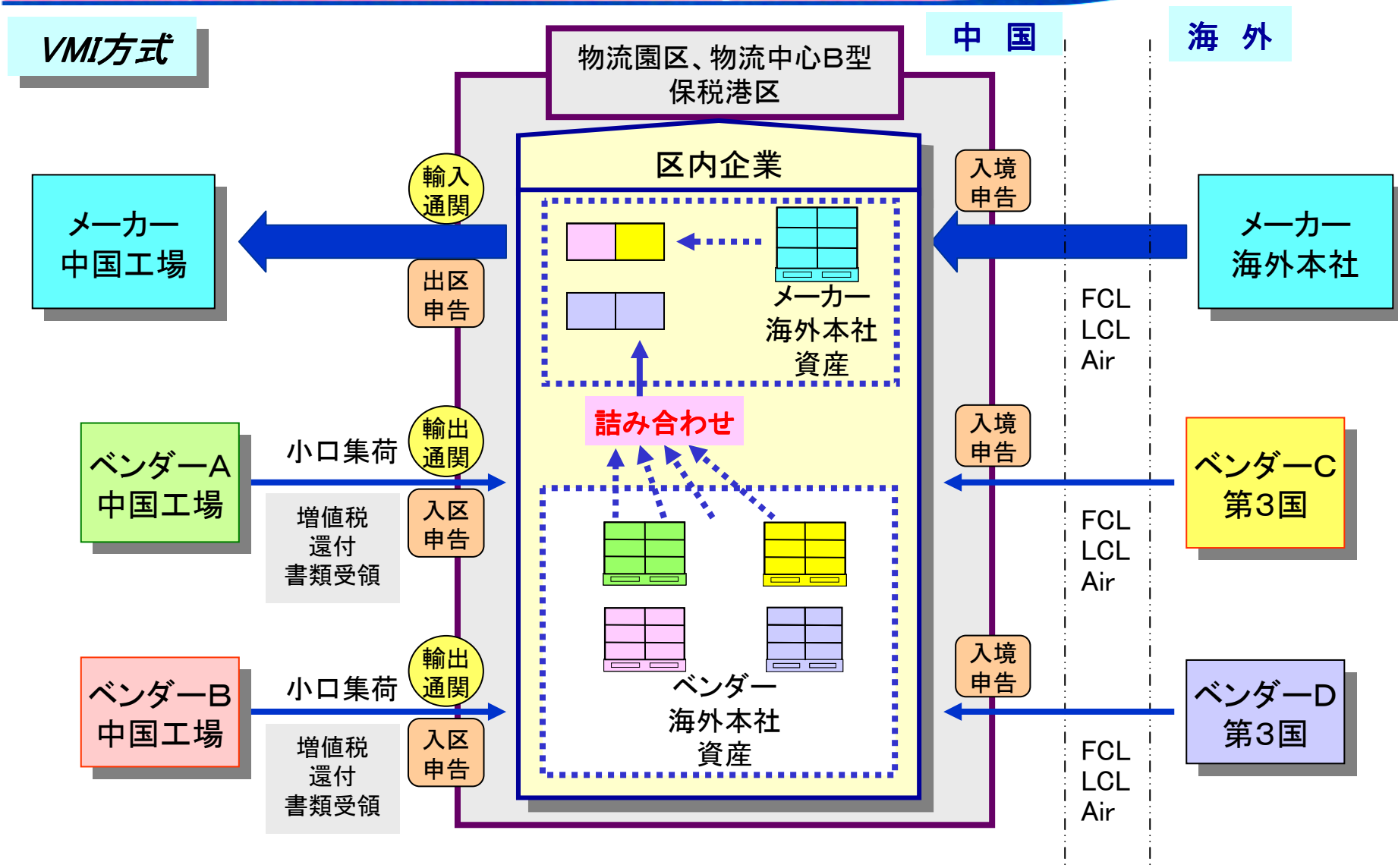
2-1-5. 保税施設機能活用パターン／製品出荷センター

製品供給センター



- 海外本社資産として製品の税関特殊監管区域での保管・流通加工
- 製品供給センター機能の海外(日本)からのシフト
- メリット: ①トータルコストダウン、②リードタイムの短縮

2-1-6. 保税施設機能活用パターン/VMI



- 税関特殊監管区域での各ベンダー部品(VMI)、本社資産の部品の抱き合わせ搬入
- メリット:工場側の資金負担軽減可

2-2. 保税施設機能活用の留意点

■ 本邦輸入時の評価対象

対象;バイヤーズコンソリ

本邦輸入時に中国側(保税施設)で掛かった物流費用は、課税評価の対象。
(中国側物流費用を本邦輸入者が負担している場合)

■ 税関申告の貨物情報(品名・HS CORD No.・単重)の一致

対象;全ての活用パターン

国内ベンダーの通関申告内容がベース・・・商談時より事前の確認が必要。

■ 保税施設搬入(入区・入境)時と搬出(出区・出境)時の申告単価について

対象;保税ストック(国内販売)、中国産品の再輸入(所有権移転)

原則、保税施設搬入申告時の単価より搬出申告時の単価は、同額或いは高くなければならない。

入区申告単価 ≤ 出区申告単価 or 出境申告単価

入境申告単価 ≤ 出区申告単価 or 出境申告単価

園區税関により、貨物搬出(出区・出境)申告に当たって、搬入(入区・入境)申告との付け合せあり。

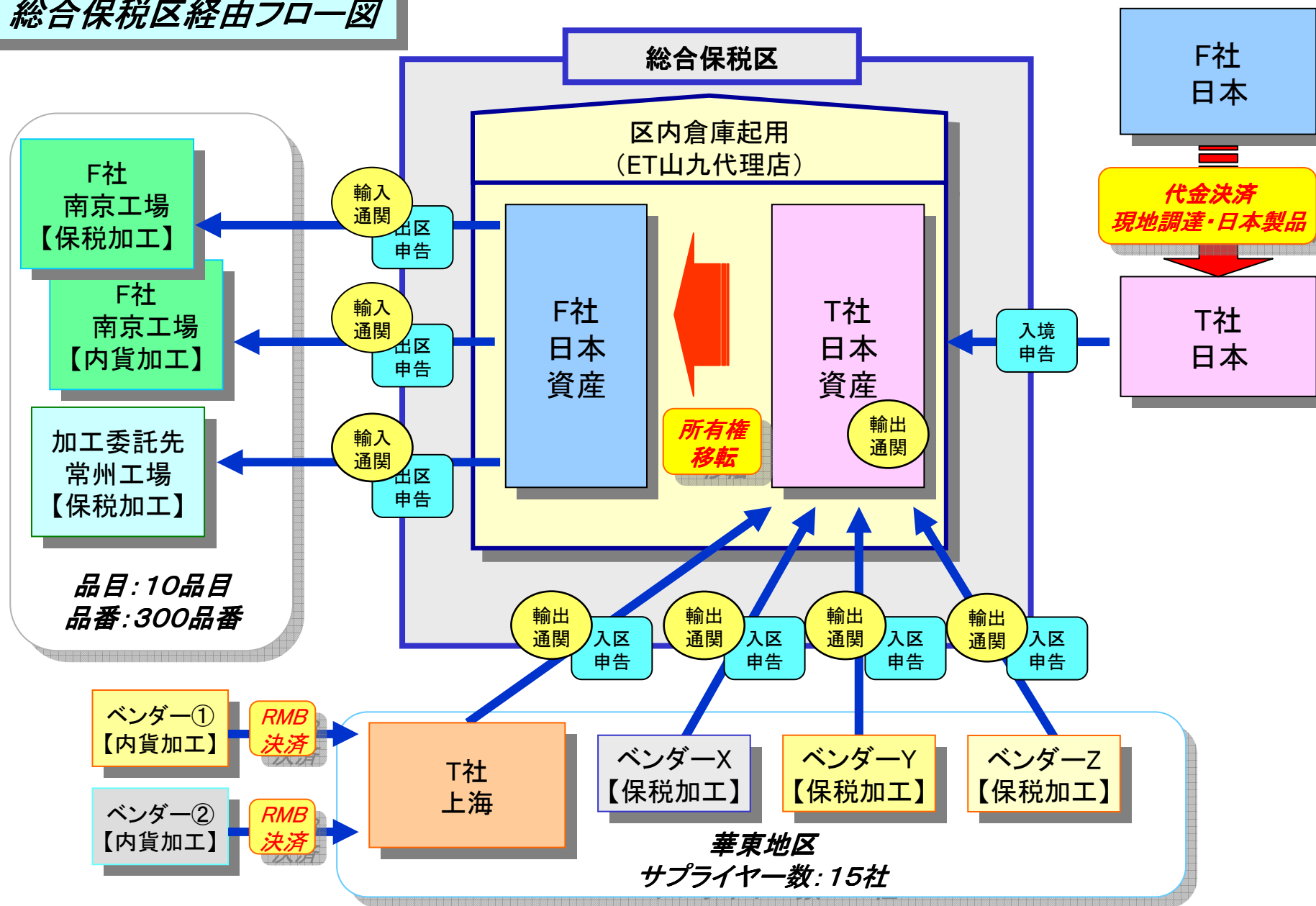
■ 代金決済(海外送金)について

対象;保税ストック(国内販売)、中国産品の再輸入(所有権移転)

最終ユーザーが代金決済(外貨送金)する際に、海外荷主と園区内倉庫企業との『預託契約』が必要。

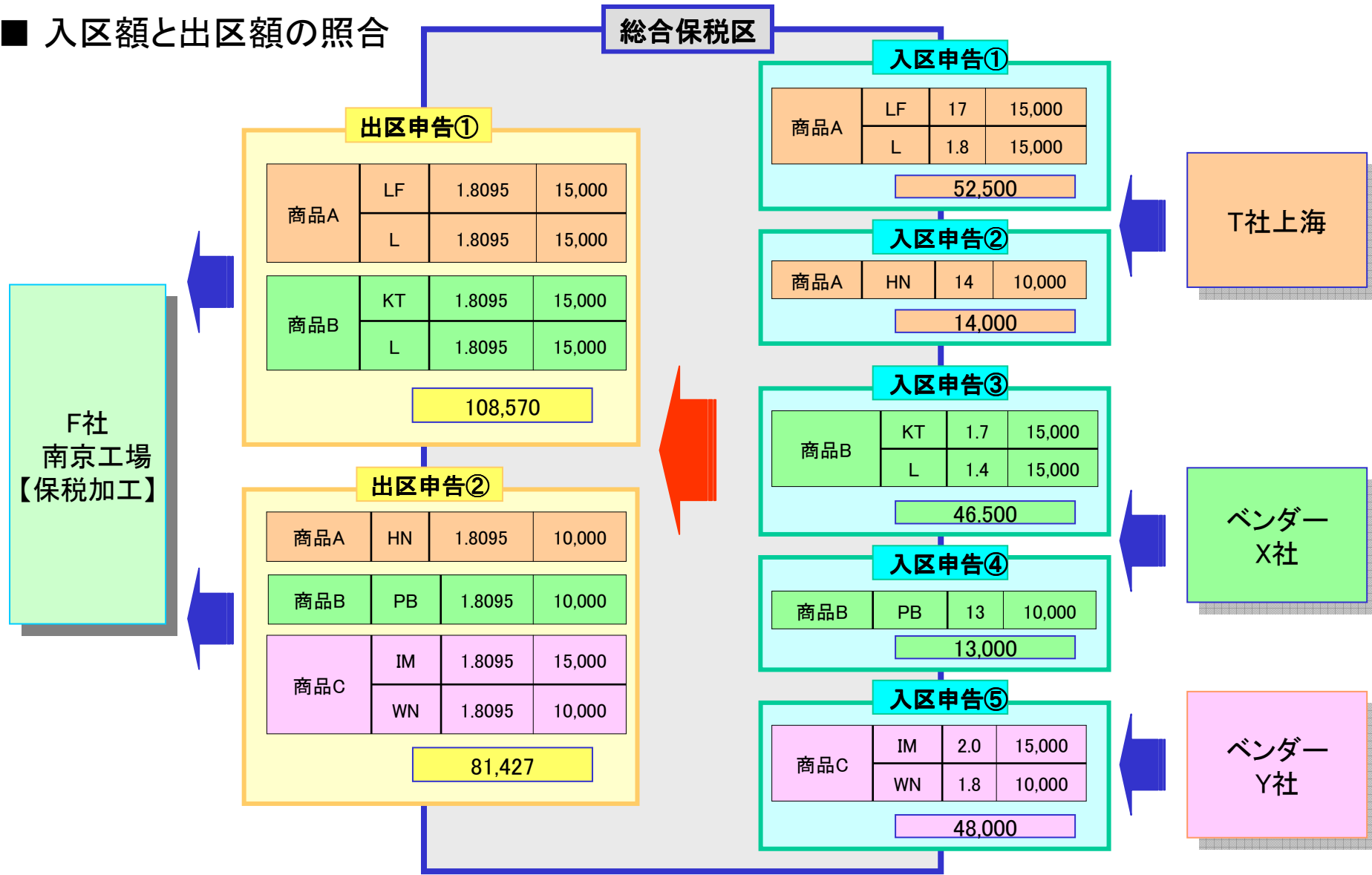
3-1. 事例【A】／部品調達・集約・供給ルート①

総合保税区経由フロー図



3-1、事例【A】／部品調達・集約・供給ルート②

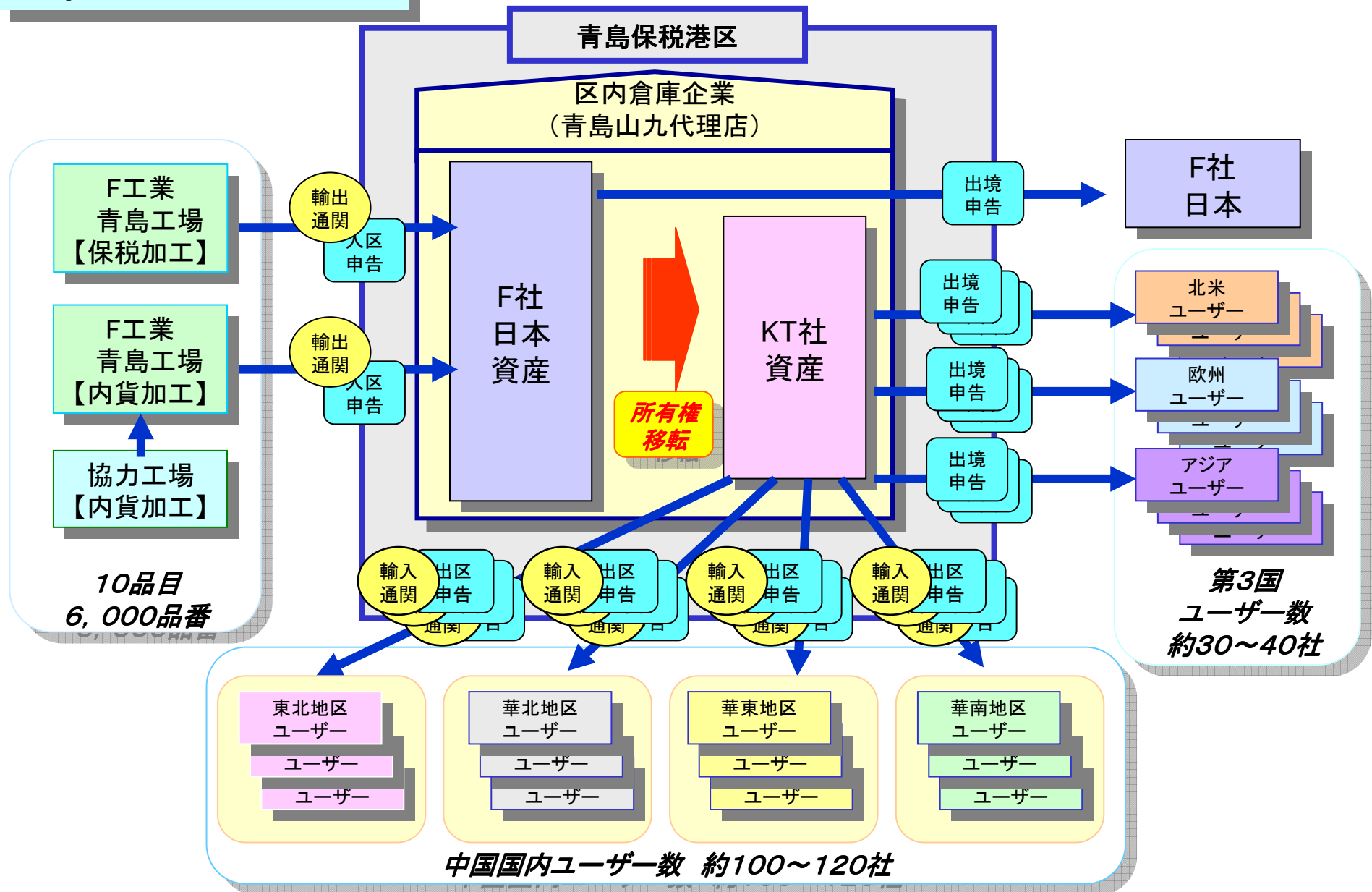
■ 入区額と出区額の照合



出区単(①+②)総額【189,997】 ≤ 入区単総額(①+②+③+④+⑤)【174,000】

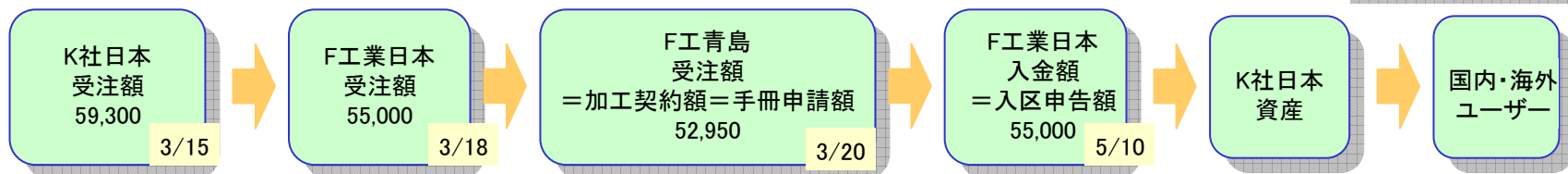
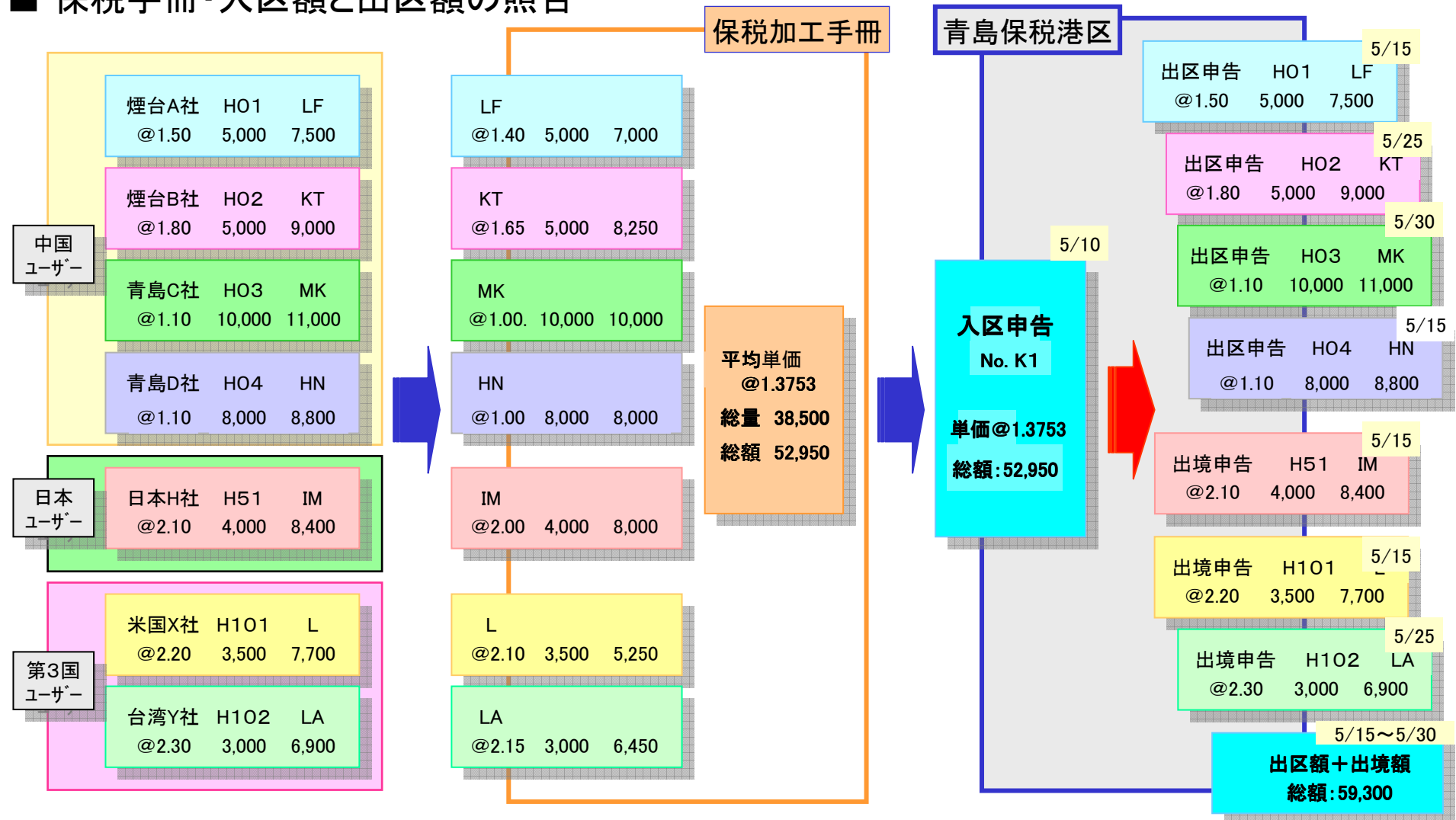
3-2. 事例【B】／製品供給ルート①

青島保税港区經由フロー図



3-2. 事例【B】／製品供給ルート②

■ 保稅手冊・入区額と出区額の照合



3-2. 事例【C】／調達代行

■ 部品調達(支払い)代行

